

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

日新病院通所リハビリテーション運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人山育会が開設する日新病院（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）にある利用者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定(介護予防)

通所リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、要介護者の心身の機能の維持回復を図る。

2 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合を除き、原則として利用者に対し身体束縛を行わない。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 日新病院 通所リハビリテーション
- ② 所在地 群馬県桐生市菱町 3 丁目 2069 番地の 1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤兼務、医師と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

② 従業者

医師 1名（常勤兼務、管理者と兼務）

理学療法士 2名（常勤兼務、ともに1単位と2単位を兼務）

従業者は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

① 1単位目 月曜日～土曜日 午前9時から午後12時まで

② 2単位目 月曜日～金曜日 午後1時から午後5時まで

※ただし、国民の休日及び12月30日から1月4日までを除く。

（通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの利用定員）

第6条 指定通所リハビリテーションの利用定員は次のとおりとする。

① 1単位目 10名

② 2単位目 10名

（通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料等）

第7条 居宅サービス計画書（ケアプラン）に沿った（介護予防）通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行う。

2 事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

3 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明を行い、同意を得ることとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、桐生市（黒保根町・新里町を除く）区域とする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第9条 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

① 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。

② 清潔整頓その他環境衛生の保持に努めること。

③ 設備や備品に損傷を与えた時は、弁償又は原状回復すること。

④ 他利用者への迷惑行為は行わないこと。

- ⑤ 感染症対策および非常災害対策に可能な限り協力すること。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 虐待及び虐待と疑われる事案の発生の防止等に取り組むため、院内に「虐待防止委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施する。院内で定められた指針を遵守し、研修の参加や議事録の周知等により、常に職員の虐待防止に対する意識の向上に努める。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を確保し、業務体制を整備する。

- 1 研修は、日新病院 年間研修計画に沿って行う
- 2 従業員の健康管理は、日新病院において年1回健康診断を行う
- 3 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人山育会理事会において定めるものとする。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

この規程は、2024年6月1日から施行する。

この規程は、2024年11月1日から施行する。